

重要事項説明書

白石ハイツヘルパーステーション

訪問介護・総合支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	白石ハイツヘルパーステーション
主たる事務所の所在地	札幌市白石区本通 16 丁目北 4-30
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 宮坂 勝文
電話番号	011-868-7577

介護保険法令に基づき北海道 知事から指定を受けている 事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき北海道知事 から指定を受けている居宅介護サービスの種類
白石ハイツヘルパーステーション 指定番号(0170516819)	訪問介護 総合事業

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	白石ハイツヘルパーステーション
指定番号	0170516819 号
所在地	札幌市白石区本通 16 丁目北 4-30
電話番号	011-868-7577
通常の事業の実施地域	白石区、厚別区、豊平区、清田区

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が適正な指定訪問介護を提供します。
運営の方針	ご利用される方の心身の特性を踏まえ、有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護と見守りその他の生活全般にわたる援助を行います。又、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の 従業者の職種	員 数	勤務の態勢
管 理 者	1 名	常勤1名 米屋いずみ（1名 サービス提供責任者兼務）
サービス提供責任者	2 名	常勤2名 （1名 管理者兼務）
訪 問 介 護 員	9 名	非常勤 9名 多少の変動あり （介護福祉士 訪問介護員養成研修1級課程又は 2級課程の修了者）

5 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月30日～1月3日年末年始を除く）
営業時間	午前8時40分～午後5時（土曜日 12時30分まで）
サービス提供日	月曜日～土曜日（12月30日～1月3日年末年始を除く）
サービス提供時間	午前8時～午後8時（管理者は常に24時間電話メール対応）

6 サービスの概要

種類	内容	保険給付 適用のある ものに○印		
身体介護	移動、入浴、見守り、食事、排泄 清拭等、共に行う自立支援。	○		
生活援助	掃除、洗濯、調理、買い物代行等	○		
基本サービス	環境整備、相談業務、健康チェッ ク、情報収集、その他。	○		

7 交通費実費

利用者宅が活動範囲の場合は頂きません。

8 キャンセル料

当 日	活動開始時間の1日前まで、ご連絡いただければ、頂きません。 1日前まで、ご連絡頂けなかった場合は、訪問介護員の交通費の 実費相当の金額を頂く場合があります。
-----	--

9 苦情申立窓口

ご利用者様ご相談窓口	白石ハイツヘルパーステーション 管理者 米屋いずみ 住所 札幌市白石区本通 16 丁目北 4-30 電話 011-868-7577
札幌市役所（介護保険担当課）	電話 011-211-2547
北海道国民健康保険団体連合会 （苦情処理担当）	電話 011-231-5161

10 緊急時の対応方法

利用者のかかりつけの病院の医師の指示に従います。更に緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者のかかりつけの病院	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関への連絡を行なう等必要な処置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行ないます。